

定 款

鈴与シンワート株式会社

目 次

- 第1章 総則（第1条～第5条）
- 第2章 株式（第6条～第11条）
- 第3章 株主総会（第12条～第18条）
- 第4章 取締役および取締役会（第19条～第30条）
- 第5章 監査等委員会（第31条～第34条）
- 第6章 会計監査人（第35条～第36条）
- 第7章 計算（第37条～第39条）

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、鈴与シンワート株式会社と称する。
(英文では SUZUYO SHINWART CORPORATION と表示する。)

(目 的)

第 2 条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。

1. 貨物自動車運送業および貨物利用運送業
2. 海運業および港湾運送業
3. 倉庫業、梱包業および通関業
4. 航空運送代理店業および利用航空運送業
5. 建物の建設および土地ならびに建物の賃貸借・売買・媒介・鑑定・管理・設計に関連する一切の業務
6. 損害保険代理業および生命保険募集業
7. 工作機械および装置等の組立、据付
8. 土石類の採取、加工および販売
9. 物流システムに関するコンサルティング
10. コンピュータソフトウェアの受託開発、開発支援および販売
11. コンピュータシステムの運営管理の受託
12. コンピュータ機器、周辺機器の販売、賃貸および保守
13. コンピュータによる情報ネットワーク設備・機器の設計・設置・工事ならびに運用上の支援指導・監視業務
14. 企業内事務処理業務の受託・代行
15. 次の物品のリース業および売買ならびに輸出入業
 - イ. 工作、建設・土木、金属加工、遊戯の各種機械、精密・計測、事務用、電気・電子、医療用、運送用、農業用の各種機器および船舶
 - ロ. 木材、石材その他の建築資材類
 - ハ. 民芸品、工芸品および家具類
16. 産業廃棄物および一般廃棄物処理業
17. 人材派遣業
18. 前各号の事業への投資および融資
19. 有価証券の売買、保有および運用
20. 前各号に付帯または関連する一切の業務

(本 店)

第 3 条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、1,056万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式を有する株主の権利)

第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(電子提供措置等)

第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第19条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。

- ② 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、

専務取締役、常務取締役、取締役相談役若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- ② 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

- ② 前条第2項の決議があったとみなされる事項の内容およびその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(取締役会規則)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(重要な業務執行の決定の委任)

第28条 取締役会は、会社法第399条の1第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

- ② 当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第32条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数をもって行う。

- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査等委員会の議事録)

第33条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規則)

第34条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第35条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

(事業年度および決算期)

第37条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、事業年度末日を決算期とする。

(剰余金配当の基準日)

第38条 当社の期末剰余金配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- ② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(配当の除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第 1 条 当社は、第 6 9 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 4 2 3 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(電子提供措置等に関する経過措置)

第 2 条 変更前定款第 1 8 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第 1 8 条（電子提供措置等）の新設は、2 0 2 2 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。

② 前項の規定にかかわらず、2 0 2 3 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 1 8 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。

③ 本附則第 2 条は、2 0 2 3 年 3 月 1 日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

1 9 4 7 年	5 月 1 7 日	制定
途 中 変 更 省 略		
1 9 7 7 年	6 月 2 9 日	変更
1 9 7 8 年	6 月 2 9 日	変更
1 9 7 9 年	6 月 2 9 日	変更
1 9 8 0 年	6 月 2 7 日	変更
1 9 8 2 年	6 月 2 9 日	変更
1 9 8 7 年	6 月 2 6 日	変更
1 9 8 8 年	6 月 2 9 日	変更
1 9 8 9 年	6 月 2 9 日	変更
1 9 9 0 年	6 月 2 8 日	変更
1 9 9 1 年	6 月 2 7 日	変更
1 9 9 4 年	6 月 2 9 日	変更
1 9 9 8 年	6 月 2 6 日	変更
2 0 0 2 年	6 月 2 7 日	変更
2 0 0 3 年	6 月 2 7 日	変更
2 0 0 4 年	6 月 2 9 日	変更
2 0 0 5 年	6 月 2 9 日	変更
2 0 0 5 年	1 0 月 2 8 日	変更
2 0 0 6 年	6 月 2 9 日	変更
2 0 0 7 年	6 月 2 8 日	変更
2 0 0 9 年	6 月 2 5 日	変更
2 0 1 6 年	6 月 2 9 日	変更
2 0 1 7 年	1 0 月 1 日	変更
2 0 2 2 年	6 月 2 9 日	変更